

一般社団法人日本バイアスロン連盟

利益相反ポリシー

1 目的

一般社団法人日本バイアスロン連盟(以下、「当連盟」という。)は、我が国におけるバイアスロン競技を統括する団体としてバイアスロンの普及・振興を図り、もって国民の心身の健全な発達と豊かな人間性の涵養に寄与することを目的としているが、その遂行過程においていわゆるステークホルダー等との関係により生じる当連盟の利益が役職員等の利益と衝突する利益相反の状況が生じうる。このような状況において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)等の関係法令を遵守することは当然であるが、加えて、当連盟に対する社会的な信頼を確保し、利益相反について取組むべき姿勢と対処を明確にすることを目的に本ポリシーを策定する。

2 本ポリシーの対象者

当連盟の代議員、役員、委員会委員、職員、指導者、選手その他当連盟の活動に参加する関連当事者すべて(以下、「役職員等」という。)を対象とする。

3 利益相反行為等の定義

本ポリシーにおいて、利益相反とは、役職員等の利益が当連盟の不利益になることを指し、このような状況を作り出す以下の各号の行為を利益相反行為等という。

(1) 利益相反取引

- ① 役職員及び指導者、選手等が、自己又は第三者の利益のために、当連盟が不利になるような取引を行うこと。
- ② 当連盟が役職員及び指導者、選手等の債務を保証すること。
- ③ 役職員等以外の者と、当連盟もしくは当連盟役職員等との間において利益が相反する取引をしようとする事。

(2) その他の利益相反行為

(1)には直接該当しないものの、役職員等の利益と当連盟の利益が相反する行為(経済的行為に留まらない)を指す。

4 利益相反への対応

役職員等の利益相反行為等を防止するために本ポリシーを制定し、役職員等に周知及び外部への公表を行う。

利益相反に該当する可能性が疑われる行為が認められた場合は、当該行為の該当性を当連盟の広報・マーケティング・ガバナンス委員会にて審査し、審査の結果当該行為が利益相反と判断された場合は聴聞等必要な手続きを実施する。

5 利益相反行為の管理

役職員等の利益相反行為については原則これを禁止する。

また、役職員等がやむを得ず利益相反に該当する可能性のある行為を実施する場合は、理事会に対し

て当該行為について自ら申告し、重要な事実を開示し承認を受けなければならないこととする。

※ 利益相反行為に該当する取引の例

- (1) 他法人・他チーム等の役職就任及び兼業等
- (2) 設備・備品等の供与及び寄付等
- (3) 当連盟のステークホルダー(利害関係者)に対する施設・設備の利用提供等
- (4) ステークホルダー(利害関係者)からの物品の購入及び施設の貸借等

6 利益相反行為に関する審査等

(1) 審査

利益相反行為に関する審査は、理事会及び広報・マーケティング・ガバナンス委員会が適宜顧問弁護士による助言を得ながら実施する。

審査の結果、当該行為が利益相反に当たると判断された場合もしくはその懸念がある場合は関係者への聴聞を行い、改善に向けた指導・勧告を行う。

(2) 審査基準

利益相反行為の適正性を判断するに当たっては、以下の基準を適用する。

ア 当該行為を行う以外に他の手段がない、あるいは他の行為よりも当連盟の利益に資する取引であること。

イ 当連盟の利益を損ねないこと。

(3) 審査に対する不服申立て

役職員等は、審査結果に不服がある場合再度広報・マーケティング・ガバナンス委員会に対して審議のやり直しを求めることができる。広報・マーケティング・ガバナンス委員会は十分な審議を行い、審議の結果を理事会へ報告する。理事会は当該報告を審査して連盟としての対応を決定し、申立者に通知する。

7 利益相反に関する啓発

利益相反に関する意識向上のため、適宜役職員等に対して専門家による研修会等を実施する。

8 利益相反に関する取組みの見直し

当連盟やスポーツ界を取り巻く環境、スポーツ団体ガバナンスコードの改定、国内外の経済社会情勢の変化、利益相反に係る事例の発生状況等を総合的に勘案し、広報・マーケティング・ガバナンス委員会において本ポリシーの見直しを行う。

9 本ポリシーの改廃

本ポリシーの改廃は理事会の議決による。

附則

2022年10月15日制定(2022年4月1日に遡って施行する)